

第1回「MIKANカップ」フットサル大会



▲フットサル大会に参加したみなさん



▲選手宣誓をする根本選手(左)横田選手(右)

10月6日に広野町多目的運動場にてフットサル大会を行いました。開会式ではFC HIRONO 根本達也選手とFC LeCiel横田亜沙子選手が選手宣誓を行い、参加総数100名が復興への1歩となるよう精一杯プレーしました。



MVP
男子の部
FC HIRONO 池田 竜樹 選手
混成の部
リトル・ナッツ 浜尾 夏希 選手



混成の部 優勝 FC LeCiel(B)

- 第2位 FC LeCiel(A)
- 第3位 リトル・ナッツ
- 第4位 広野町役場(混成)



男子の部 優勝 FC HIRONO

- 第2位 チームK
- 第3位 広野町役場(男子)
- 第4位 Bombero双葉A
- 第5位 Bombero双葉B
- 第6位 アランチャ

第24回ふくしま駅伝 広野町チーム練習中!!

平成24年度11月18日(日)に行われる第24回市町村対抗福島縦断駅伝競走大会に広野町チームが参加します。

今年は16区間全てにエントリー予定ですので応援よろしくお願いします。

問い合わせ 広野みかんクラブ事務局 大和田 0240-27-1234

練習日	月曜日 19:00~21:00
	水曜日 19:00~21:00
	土曜日 18:00~20:00
練習場所	月曜日 いわき総合陸上競技場
	水曜日 いわき総合陸上競技場
	土曜日 21世紀の森公園

第24回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会エントリーメンバー

- 監督 堀江 秀作 (30歳)
- コーチ 堺 光平 (26歳) / 齋藤 信幸 (50歳)

区間	選手氏名	年齢	区間	選手氏名	年齢
1	根本 妃奈	13歳	10	アカデミー生	
2	半澤 悠司	18歳	11	渡辺 ありさ	21歳
3	根本 脩	15歳	12	阿部 知弘	19歳
4	堀江 政司	28歳	13	中島 徹	29歳
5	アカデミー生		14	矢内 捷一	17歳
6	アカデミー生		15	舞木 香純	15歳
7	矢内 広毅	15歳	16	根本 正人	21歳
8	半澤 黎斗	12歳	補欠	中島 武	57歳
9	芳賀 桃佳	14歳	補欠	石幡 佳奈	15歳



▲練習で汗を流す駅伝メンバーのみなさん

健全化判断比率

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	16.1	53.5
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 実質赤字額および連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載しています。

資金不足比率

(単位: %)

特別会計の名称	資金不足率	備考
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
土地開発事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考 1 資金不足比率は、資金の不足額がない場合は「—」と記載しています。
2 備考欄は、事業の規模の算定方法を記載しています。

用語説明

- 実質赤字比率
一般会計の実質赤字額の標準財政規模(標準的な経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率です。
- 連結実質赤字額
町の全部の会計の黒字額と赤字額を通算した後の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 実質公債費比率
一般会計における地方債の元利償還金と特別会計および一部事務組合などの起こした地方債の元利償還金(準元利償還金という。)のうち一般会計で負担する額の合計額の標準財政規模を基本とした額※に対する比率の3年間(平成21、22、23年度)の平均の数値です。
※標準財政規模から元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を控除した額です。
- 将来負担比率
一般会計における地方債の残高や特別会計および一部事務組合などの起こした地方債の残高、退職手当支給見込額(特別職を含む。)、損失補償をしている第三セクターなどの負担すべき債務の見込額、連結実質赤字額、一部事務組合や土地開発公社などの赤字額などの一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

- 資金不足比率
一般会計における実質赤字額に相当する公営企業会計の資金不足額の公営企業の事業規模に対する比率です。
- 早期健全化基準
地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。
- 財政再生基準
地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。将来負担比率を除く健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で総務大臣に報告し、その同意を受けなければなりません。
- 経営健全化基準
地方公共団体が、自主的かつ計画的にその公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値です。公営企業の資金不足比率が20%を上回った場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。
- 令
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)

健全化判断比率などの摘要範囲

区分	広野町
普通会計	①一般会計など 一般会計
公営事業会計	②公営企業会計以外の公営事業会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
	③公営企業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 土地開発事業特別会計
一部事務組合・広域連合	双葉地方広域市町村圏組合 双葉地方水道企業団 福島県市町村総合事務組合 福島県後期高齢者医療広域連合
地方公社・第三セクターなど	双葉地方土地開発公社 社会福祉法人広葉会(リリー園)

